

件名	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号） 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、一定の非常勤職員について、子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日まで育児休業をすることができることとされた等のため、「職員の育児休業等に関する条例」について次の改正を行う。</p> <p>1 育児休業をできる非常勤職員の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修学部分休業、高齢者部分休業等をしている職員が勤務しない時間に、その職員の業務に従事させるために採用された任期付短時間勤務職員を「育児休業をすることができない職員」に追加する。</li> <li>・次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員を「育児休業をすることができない職員」に追加する。（～を全て満たす非常勤職員のみが育児休業できる。）  任命権者が同じ職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員  子の1歳に達する日を超えて引き続き在職することが見込まれる非常勤職員  （1歳到達日から1年を経過する日までの間に、任期が満了し、かつ、任期が更新されないことが明らかである非常勤職員を除く。）  勤務日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員  今回の改正により、要件を満たす再任用短時間勤務職員や任期付短時間勤務職員について、育児休業できるようになる。</li> </ul> <p>2 非常勤職員が育児休業をすることができる期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則：1歳まで</li> <li>・配偶者が、子が1歳になるまでの間に育児休業をしている場合：1歳2ヶ月までの間で最長1年間</li> <li>・子の1歳到達日以降に育児休業をすることが特に必要と認められる場合として、人事委員会規則で定める場合：1歳6ヶ月まで</li> </ul> <p>3 その他</p> <p>このほか、非常勤職員が再度の育児休業をすることができる特別な事情及び部分休業をできる非常勤職員の範囲についても改正を行う。</p>	
施行日	平成23年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	